



神戸市保健福祉局局長の三木孝氏

的な議論を行えるようにしました。

その中で、認知症の早期診断を進めるためには「適切な診断」が最も重要であるということから、

65歳以上の市民は無料で「認知機能検診」を登録医療機関（現在326機関）で受けてもらうことにしました。これは認知症の疑いを検出するスクリーニングで、第1段階となります。次に、第2段階として、認知症の疑いがある場合に受ける「認知機能精密検査」を用意しましたが、これも無料です。登録医療機関（現在53機関。認知症疾患医療センター7機関含む）で、画像検査や認知機能検査、血液検査、日常生活動作の評価などから判断します。このように2段階方式で診断することで、より適切な診断ができます。

また、適切な診断を行うにあたって、医師から診断ルールの設定要請がありました。というのも、日本では医師免許を持っていれば、専門医でなくても認知症の判断ができるからです。専門部会で協議し、診断ルールを決め、医師会の協力のもとで制度管理に努めています。

事故救済制度について

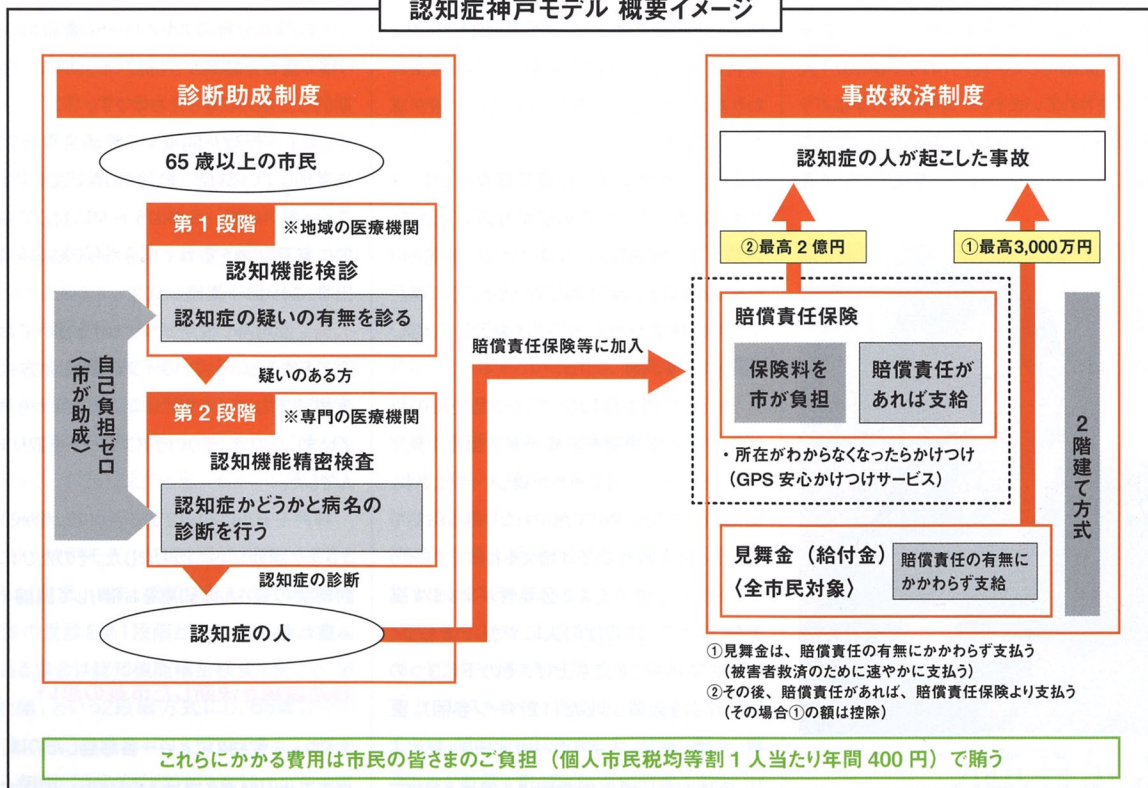
事故救済制度を設けたのは、既存の一般的な賠償責任保険ではカバーできない点があったからです。例えば、認知症による暴力や器物損壊、火災などは、一般的な保険では重過失でないと思舞金が出ません。見舞金を支給するために、事故救済制度は「給付金制度」の一次保険と、「賠償責任保険制度」の二次保険の2階建てにしています。これは全国初です。給付金（見舞金）は、賠償責任の有無に関わらず被害者となった

すべての神戸市民に支給されるもので、最高3,000万円。賠償責任保険は、認知症と診断された方を対象に、責任を負った場合に最高2億円を支給します。さらに、認知症と診断された方を対象に、事故の相談を受け付けるコールセンターを24時間365日開設、所在がわからなくなった場合のGPS安心かけつけサービスも提供しています。

神戸モデルの実施期間は3年で、その費用と財源は個人市民税（3,500円）に均等割りした1人当たり年間400円を上乗せする方法を採っています。これは、市民の税金を役に立つ使い方をすること、財政のツケを将来世代に回さないという思いからです。

こうした制度づくりで最も大事なことは、情報開示です。部会の情報を外部に広く開示し、保険会社の方にも参画いただき、議論を重ねた結果が神戸モデルにつながったのです。（三木孝氏談）

認知症神戸モデル 概要イメージ



これらにかかる費用は市民の皆さまのご負担（個人市民税均等割1人当たり年間400円）で賄う